

平成30年1月5日制定
令和5年3月6日改正

富津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

富津市農業委員会
会長 平野 弁一

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

当市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では基盤整備のされていない区画、形状の悪いほ場や山沿いの畠地等が多く、また、有害鳥獣による農作物の被害等、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の稻作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、法7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、富津市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する富津市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的

な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産業経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年7月)	2, 230ha	146ha	6.5%
3年後の目標 (令和7年7月)	2, 230ha	58ha	2.6%
目 標 (令和9年7月)	2, 230ha	0ha	0.0%

注1：(A) の管内の農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

【目標設定の考え方】

「農業委員会による最適化活動の推進等について」(農林水産省経営局長通知)において令和3年度農地利用状況調査で判明した「緑区分の遊休農地」を令和4年から令和8年までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標としていることから、それを参照して設定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う

③非農地判断について

- ・利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現状に応じて適切に「非農地判断」を行い、地域の営農体制の維持の基盤となる「守るべき農地」を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年7月)	2, 230 h a	150 h a	6. 7 %
3年後の目標 (令和7年7月)	2, 230 h a	642 h a	28. 8 %
目 標 (令和9年7月)	2, 230 h a	1, 137 h a	51. 0 %

【目標設定の考え方】

平成26年3月「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」における、おおむね10年後の担い手等への農用地利用集積目標51%程度と同じとする。

【参考】担い手の育成・確保に関する数値目標

	総農家数 (うち 主業農家数)	担 い 手		
		認 定 農 業 者	認定新規 就 農 者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (令和4年7月)	1,124 (79)	70	7	8
3年後の目標 (令和7年7月)	1,082 (82)	73	3	12
目 標 (令和9年7月)	948 (84)	75	2	14

注1：「総農家数(うち、主業農家数)の現状値は、2020年農林業センサスによる。

【目標設定の考え方】

令和4年3月改訂「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、認定新規就農者の目標が令和6年度まで年間1人であることから、以降も引き続き同程度で推進することとし、目標値を参考に年1人とし、認定新規就農者について、認定農業者への移行を進める。

集落営農組織の目標については、現在多面的機能支払交付金を活用している14団体について、集落営農組織への移行を進める。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①地域における農業者等の話し合いの活発化について

- ・現在進んでいる集落営農組織の法人化に向けた地域での協議や、富津市農業再生協議会等が推進する「地域計画」の作成・見直し等における地域（又は集落等の単位）ごとの人と農地の問題解決のための「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いの活発化を図るため、農業委員及び推進委員も積極的に地域の協議に参加する。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・富津市農業委員会は、富津市農林水産課、千葉県農地中間管理機構、君津市農業協同組合等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等を農業委員及び推進委員の地域活動等を通じて把握に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた農地中間管理事業との連携、活用を検討する。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・地域の農地利用の状況を把握し、担い手への農地集積とともに、賃借・売買における農地の権利移動に当たっては、法律に基づく手続きを推進する。
- ・担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者経営面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者経営面積)
現 状 (令和4年7月)	1人 (所有 0.7ha 賃借 0ha)	0人 (所有 0ha 賃借 0ha)
3年後の目標 (令和7年7月)	3人 (所有 1.0ha 賃借 0.7ha)	8人 (2法人) (所有 1.2ha 賃借 2.8ha)
目 標 (令和9年7月)	5人 (所有 1.3ha 賃借 1.4ha)	12人 (3法人) (所有 1.8ha 賃借 4.2ha)

【目標設定の考え方】

担い手の育成・確保に関する数値目標で、認定新規就農者の目標が令和9年までに5人としており、その半数以上を新規参入者とした。

法人については、「富津市農業経営基盤の促進に関する基本的な構想」による目標に基づき5年間で3法人とし、1法人4人と想定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- 千葉県や全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②富津市との連携について

- 富津市が進める新規就農に関する施策について、農業委員会として積極的に意見を発信し、新規就農の受入れを促進する。

③企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

富津市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、富津市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力